

北海道男女平等参画推進条例の見直し検討について

■趣旨

平成 20 年度に定められた「条例の見直しに係る基本方針」により、北海道の所管する条例について、「5 年ごとに社会経済情勢の変化等に応じて見直しを検討する」旨、定められ、令和元年度は、北海道男女平等参画推進条例が対象となっております。

次のとおり検討いたしましたので、御報告いたします。

■男女平等参画社会について

条例の目的は、男女平等参画社会を実現することです。

男女平等参画社会は、男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会です。

男女平等参画社会は、いまだ実現しておりません。

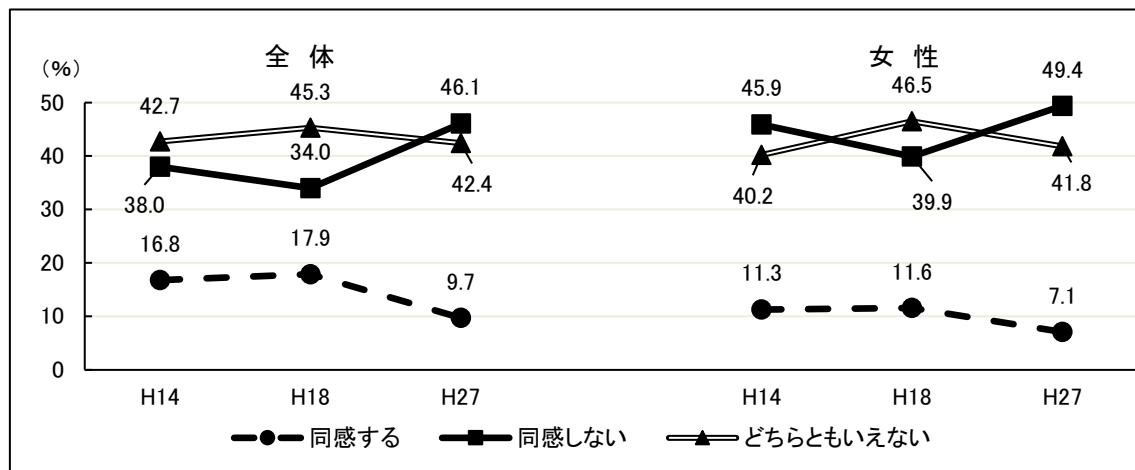
現在、平成 30 年に制定した「第 3 次北海道男女平等参画基本計画」に基づき、男女平等参画社会の実現を目指し、取組を進めていますが、計画の指標項目などの状況をみても、まだ、男女平等参画社会の実現には至っていないと考えます。

また、最新の「道民意識調査」では、固定的な性別割分担意識が根強く残っていることが見て取れます。

◇道民意識調査（男女平等参画について（平成 27 年調査（北海道））

「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはこの考え方に同感しますか、それとも同感しませんか。次の中から一つだけお選びください。

「男は仕事、女は家庭」という考え方（北海道）



○検討結果

現行どおり
(理由)
条例の目的である「男女平等参画社会の実現」は、現在でも課題であり、現行規定はいずれも活用されており、適切でなくなった古い表現もないため。
※検討の詳細は別紙参照